

犯罪被害者の方々へ



全国の地方検察庁等では、被害者の方が検察庁へ気軽に被害相談や事件に関する問合せを行えるように、専用電話として「被害者ホットライン」を設けています。

この度、より気軽に御相談いただけるよう、令和8年5月から、被害者ホットラインの連絡先に電子メールが追加になりました。

(なお、電子メールやファックスにより「告訴及び告発」をすることはできませんので、『電子メールやファックスによる「告訴及び告発」』をしたいとのことのお申出には対応できません。)

福岡地方検察庁のメールアドレスはこちら↓

ppo35-fukuoka_hotline@i.kensatsu.go.jp

福岡地方検察庁